

西予市農業委員会 令和8年4月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月23日（木）午後1時31分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 35名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席	議席	氏 名	出席	欠席
1 番	中村 吉年	○		2 番	和氣 公三	○		3 番	宇都宮文隆	○	
4 番	土居 賢一	○		5 番	菊池 茂守	○		6 番	大久保 卓	○	
7 番	大塚 好宏	○		8 番	大塚 康倫	○		9 番	小笠原 優	○	
10 番	兵頭 暁彦		○	11 番	高橋 真也	○		12 番	河野 宗利	○	
13 番	楠 義博	○		14 番	重原あゆみ	○		15 番	水口 宏文	○	
16 番	岡山 圭太	○		17 番	角藤 博文	○		18 番	堀内 昭利		○
19 番	泉原 猛男	○		20 番	西井 敏文	○		21 番	和氣 右記	○	
22 番	瀧野 清美	○		23 番	芝 幹夫	○		24 番	三瀬 清隆	○	
25 番	水野 久利	○		26 番	矢野 数也	○		27 番	佐竹 誠二	○	
28 番	藤本 敦	○		29 番	岩本 哲也	○		30 番	三好 輝夫	○	
31 番	橋本 保徳	○		32 番	鈴木久仁翁	○		33 番	久重 儀之	○	
34 番	石山 高男	○		35 番	梅川 俊一	○		36 番	宇都宮 聡	○	
37 番	井上 明宏		○	38 番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 3名 10 番 兵頭 暁彦 18 番 堀内 昭利 37 番 井上 明宏

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第12号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第5 報告第13号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第14号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 報告第15号 特定農地貸付に関する承認の取消について
- 日程第8 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局次長 木崎 真近 農地係長 井上 誠教 農地係主任 二宮 裕一

7. 会議の概要

木崎次長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和8年4月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。
中村会長	皆さん、こんにちは。令和8年度に入って第1回目の定例総会となります。4月の人事で事務局職員に異動はなく、同じメンバーで本年度も取り組んでまいりますので、委員の皆さんにおかれましては、引き続きご協力のほどお願いいたします。また、本日は傍聴者の方々、お越しいただきありがとうございます。 本日は報告事項が5件、議案が4件となっております。忌憚のないご意見をいただきながら進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
木崎次長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。
中村会長	ただいまから4月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員19名中18名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、10番 兵頭委員、37番 井上委員から欠席の旨、18番 堀内委員から遅れる旨の通告がありましたので報告します。
中村会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。 それでは、15番 水口委員、31番 橋本委員のお二人にお願いします。
中村会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
中村会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
中村会長	次に、日程第3、報告第11号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	議案書の2ページから5ページをご覧ください。 今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が21件、使用貸借権の解約が3件、農地法に基づく賃借権の解約が4件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第4、報告第12号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	議案書の6ページをご覧ください。

	整理番号 1 番、申請人、宇和町西山田、●●●●ほか 1 名から提出のあった証明願いは、農業委員、12 番 河野委員、14 番 重原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 5、報告第 13 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	同じく、議案書の 6 ページをご覧ください。 整理番号 1 番、申請人、東京都町田市、●●●●外 2 名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、3 番 宇都宮委員、19 番 泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 6、報告第 14 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	議案書の 7 ページをご覧ください。 農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「農事組合法人●●●●」、「株式会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 7、報告第 15 号「特定農地貸付に関する承認の取消について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主任	同じく、議案書の 7 ページをご覧ください。 本件の説明の前に、特定農地貸付について簡単にご説明いたします。本来農地を借りる場合には、皆様ご存じの通り農地法の許可などの手続きが必要ですが、市民農園として住民に広く貸し付けるために自治体が利用する場合には、許可を経ずに農地を借りることが可能です。その代わり、農業委員会が貸し借りを承認することとなっており、その承認を得て行われた貸し借りをやめる場合は、合意解約を行う代わりに、承認を取り消すようになります。 今回、神領地区で西予市長が実施していたコミュニティ農園事業いわゆる市民農園が 3 月末で廃止されたことに伴い、当初得ていた承認を取り消す旨の取消願いが提出されましたので、受付をしています。なお、当該農地は既に地元の農家に対し、利用権設定がなされ、耕作が行われていることを申し添えます。以上で「特定農地貸付に関する承認の取消について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第 8、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

二宮主任	議案書の８ページ、９ページをご覧ください。 今月の案件は１４件で、権利別では、所有権移転の売買が１１件、贈与が２件、賃借権の設定が１件です。なお、法第３条第２項各号の判断については、別添調査書の１ページから１４ページにあるとおり、許可要件を満たすと考えます。以上で、議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号１番をお願いします。
28 番藤本委員	整理番号１番の案件につきまして、28 番 藤本が報告します。渡人は県外在住であり、所有する農地のすべてを整理・処分したいとのことから、申請地の所有権移転の希望があり、申請地が受人の耕作している農地に隣接していることから、受人が農地を取得することになりました。４月１８日、１番中村農業委員と受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に農業に取り組んでおり成果も上げ、許可要件をすべて満たしております。また、周辺地及び地域営農へ影響はないと思います。
中村会長	２番から８番をお願いします。
23 番 芝委員	まず、整理番号２番から７番の案件につきまして、受人が同一、申請内容も同じものですので、一括して２３番 芝が報告させていただきます。１７筆の申請農地は、山のふもとに位置する昔ながらの農地で、５、６年前から農作物の作付けはされておらず、草刈り等の保安全管理のみされていたようです。渡人それぞれが高齢となり、遠隔地に住んでいる、また後継者がいない等の現状で、数年前から同地区内で経営規模を拡大している受人との間で話し合いとなり、今回のまとまった契約・申請にいたったようです。４月１７日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。許可要件など問題はなく、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。
23 番 芝委員	引き続き、整理番号８番の案件につきまして、２３番 芝が報告します。申請地は以前から、受人が渡人から請け負って耕作している農地です。引き続き耕作するにあたり、今回の許可申請が下りれば、隣接する受人所有の農地との間にある古い畦を取り除き、効率よく安全に耕作できるよう計画をしているとのことです。４月１７日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。高齢である受人ですが、許可要件など問題はなく、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。
中村会長	９番をお願いします。
36 番宇都宮委員	整理番号９番の案件につきまして、36 番 宇都宮が報告します。４月１５日に大塚農業委員と現地を確認しました。受人は新規就農し、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	１０番、１１番をお願いします。

31 番橋本委員	整理番号 10 番の案件につきまして、31 番 橋本が報告します。4 月 15 日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は、規模拡大のために農地を取得したいということです。取得後は、野菜畑として利用することとしており、面積に見合った機械、労働力、技術、また通作距離からみても問題ないことから、許可要件を満たしております。申請地は、作付けの確認はできないものの、除草等されており農地と確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
31 番橋本委員	整理番号 11 番の案件につきまして、31 番 橋本が報告します。4 月 15 日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は、規模拡大のために農地を取得したいということです。取得後においては、野菜畑として利用することとしており、面積に見合った機械、労働力、技術、また通作距離からみても問題ないことから、許可要件を満たしております。申請地は、作付けの確認はできないものの、除草等されており農地と確認しました。また、受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	12 番、13 番をお願いします。
27 番佐竹委員	整理番号 12 番の案件につきまして、27 番 佐竹が報告します。4 月 13 日に楠農業委員と現地確認を行いました。本案件は、渡人が地区外に居住しており、申請地の維持管理が困難となったため売買にいたったものです。受人は、西予市で初めての農地取得となりますが、同地区への移住に伴い、空き家と併せて農地を取得し管理・耕作を行いたいということです。取得後においては、提出された営農計画書に基づきすべての農地を効率的に利用する計画であり、許可要件を満たしております。周辺農地及び地域営農への影響もないと判断されることから、問題ないものと思います。
27 番佐竹委員	整理番号 13 番の案件につきまして、27 番 佐竹が報告します。4 月 13 日に楠農業委員と現地確認を行いました。本案件は、受人が移住のため空き家の購入に際し、建物に隣接する当該申請農地を併せて取得するものです。受人は、西予市で初めての農地取得となりますが、移住前に 10 年程度の農業経験があります。取得後においては、季節野菜や果樹を栽培する計画であり、適切な営農計画書の提出も確認しております。許可要件をすべて満たしており、周辺農地への影響もないと判断されることから、問題ないものと思います。
中村会長	14 番をお願いします。
22 番瀧野委員	整理番号 14 番の案件につきまして、22 番 龍野が報告します。4 月 20 日、受人と岡山農業委員の 3 人で現地確認をいたしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。
中村会長	(補足説明なし) 特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。

	ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 1 番から 14 番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 16 号は原案のとおり許可することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 9、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の 10 ページをご覧ください。 今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請は 1 件です。転用場所は野村町蔵良の畑、1 筆、面積 156 m²で、転用目的は自宅用駐車場です。農地区分は、10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから、第 1 種農地と判断し、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号の例外許可事由の既存施設の拡張に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 15 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1 番をお願いします。
13 番 楠委員	整理番号 1 番を、13 番 楠が報告します。4 月 13 日に佐竹推進委員と現地確認を行いました。申請人は、隣接地に居住していますが、自己及び家族・来客用駐車場が無いため、申請地を自宅用駐車場として利用したいというものです。現地は、既に駐車場が整備されていますが、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。また、始末書も提出されていることを確認しております。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。

	お諮りいたします。議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 17 号整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 10、議案第 18 号の整理番号 1 番については、2 番 和氣委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、和氣委員退席後、1 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。 《 2 番 和氣委員 退席 》
中村会長	では、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の 10 ページをご覧ください。 整理番号 1 番は、所有権移転の売買で、転用場所は野村町野村の畑 2 筆、計 13.15 m²で、転用目的は既存住宅の敷地拡張です。農地区分は、都市計画区域内の第 1 種住居地域にあたるため、第 3 種農地と判断し、原則許可の事案と考えます。その他の要件につきまして、別添意見書 16 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。1 番をお願いします。
15 番水口委員	整理番号 1 番を 15 番 水口が報告します。4 月 15 日に渡人立会いの下、現地確認を行いました。当該地は、昭和 48 年に譲受人の亡き父が自宅の増築をする際、その敷地の一部として取り込んでいたもので、農地転用等の手続きを経ることなく現在にいたっております。したがって、周辺の農地や営農に支障はないものと思われると思います。始末書が提出されていることを確認しております。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

中村会長	質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第 18 号整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 18 号整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
26 番矢野委員	《 2 番 和氣委員 着席 》
中村会長	次に、日程第 10、議案第 18 号の整理番号 2 番を議題いたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案書の 10 ページをご覧ください。 整理番号 2 番は、所有権移転の売買で、転用場所は宇和町小原の畑、220 m²の 1 筆で、転用目的は自己住宅の建築です。農地区分は、10ha 以上の連坦した農地の広がりがないため第 2 種農地と判断し、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 17 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。2 番をお願いします。
14 番重原委員	整理番号 2 番を 14 番 重原が報告します。申請人は、高知県四万十市在住ですが、勤務先が宇和島市となり現在の住所では遠く不便であるため、不動産のホームページからこの土地を選び、家を建て引っ越すことを計画されました。周辺に農地の広がりはありませんが、唯一残る畑への日照障害が気になりました。しかし、日照障害は、生活への被害が論点であり、農地法上では考慮の対象とはならないと思われます。なお、申請地は 4 月 16 日に三瀬推進委員と確認しております。
中村会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
中村会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第 18 号整理番号 2 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 18 号整理番号 2 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、日程第 11、議案第 19 号は、3 番宇都宮委員、34 番石山委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので退席をお願いします。関係議案の審査終了後に入室・着席をしていただきます。 《 3 番 宇都宮委員、34 番 石山委員 退席 》
中村会長	それでは、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による案件は、30 件でございます。議案書の 11 ページからをご覧ください。 西予市長より令和 8 年 4 月 9 日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が 25 件です。利用権の設定をする者が 23 名、設定を受ける者が 13 名、うち地域計画内の案件が 20 件でございます。利用権設定面積は 120,782 m²、筆数が 67 筆です。 また、所有権の移転は 5 件で、移転をする者は、宇和町岡山、●●●● 外 4 名、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は併せて 14,332 m²、筆数は 9 筆、移転の想定時期は令和 8 年 6 月 1 日、対価はそれぞれ 278,800 円、174,600 円、173,200 円、150,000 円、3,740,000 円です。えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、備考に記載しております地域の担い手へ売り渡される見込みです。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第 11、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、議案第 19 号 30 件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。 《 3 番 宇都宮委員、34 番 石山委員 着席 》

中村会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。 次回の定例総会は、5月22日金曜日の午後1時30分から、当会議室で行います。
木崎次長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 午後2時07分閉会 議事録署名委員 会 長 15 番 委 員 31 番 委 員